

浜松市精神医療審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第12条の規定により設置された浜松市精神医療審査会（以下「審査会」という。）について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「施行令」という。）第2条第10項の規定及び精神医療審査会運営マニュアル（平成12年3月28日障第209号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）に基づき、審査会の運営に関し必要な事項を定める。

(審査会の委員等)

第2条 審査会の委員の定数は17人以内とする。

- 2 審査会に、精神障害者医療に関し学識経験を有する者（法第18条第1項に規定する精神保健指定医である者に限る。）のうちから委嘱された委員（以下「医療委員」という。）2人、法律に関し学識経験を有する者のうちから委嘱された委員（以下「法律家委員」という。）1人、精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者のうちから委嘱された委員（以下「有識者委員」という。）2人からなる3合議体を置く。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第2条の2 審査会に会長及び副会長を1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたとき、その職務理を代理する。

(審査会)

第2条の3 審査会は、会長が召集し、会議の議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

(合議体の会議等)

第3条 合議体は、原則として3週間に1回、会議を開催するものとする。

- 2 合議体に、合議体の長を置き、当該合議体を構成する委員の互選により定める。
- 3 合議体の会議は、審査会の会長が召集し、合議体の長が議長となる。
- 4 合議体の長に事故あるとき、又は合議体の長が欠けたときは、あらかじめ合議体の長が指名した委員がその職務を代理する。

(合議体の審査)

第4条 合議体は、個別の審査の案件を取り扱い、審査を取り扱った合議体において決定された審査結果をもって審査会の審査結果とする。

- 2 市長が審査会の審査結果を通知した後、通知を受けた患者等から退院等に関して同様

の内容と判断される請求がなされ、かつ市長が審査会で審査を行う必要があると判断した場合は、当該請求の直近の審査を行った合議体以外の合議体による審査又は2合議体による合同審査を行うものとする。

- 3 合議体の議事は、出席した委員(合議体の長を含む。)の過半数で決するものとするが、可否同数の場合は、次回の会議又は他の合議体で再審査を行うものとする。
- 4 合議体を構成する委員(以下「委員」という。)が次に掲げるもののいずれかに該当するときは、当該審査に係る議事に加わることができない。
 - (1) 委員が、当該審査に係る入院中の者(以下「当該患者」という。)が入院している精神科病院の管理者又は当該精神科病院に勤務(非常勤を含む。)している者であるとき。
 - (2) 委員が、当該患者に係る直近の定期病状報告に関して診察を行った精神保健指定医(入院後、定期の報告を行うべき期間が経過していない場合においては、当該入院に係る診察を行った精神保健指定医)であるとき。
 - (3) 委員が、当該患者の代理人、後見人又は保佐人であるとき。
 - (4) 委員が、当該患者の配偶者若しくは3親等内の親族又はこれらの者の代理人であるとき。
- 5 合議体の審査は非公開とする。ただし、審査結果が報告された後は、精神障害者の個人情報以外の情報は公開することを原則とする。

(退院等の請求における合議体が行う事前手続)

第5条 審査会は、審査をするに当たって、請求の内容を適切に把握するため法第38条の5第3項に基づき、退院等の請求をした者及び当該患者が入院している精神科病院の管理者(代理人を含む。)の意見を聴かなければならない。ただし、当該請求受理以前6か月以内に意見聴取を行っている場合及び同一案件について複数の者から請求があった場合等において、重ねて意見聴取を行う必要性が乏しいと認められるときは、この限りでない。

- 2 意見聴取は、審査を迅速に実施する観点から合議体での審査に先だって、当該患者が入院する精神科病院において原則として面接の上、行うこと(以下「実地審査」という。)とするが、審査会の判断で、書面を提出させることにより意見聴取を行うことができる。なお、意見聴取した内容について、審査の円滑な運営ができるよう事前に十分整理をしておくこととする。
- 3 実地審査を行うに当たって、審査会はあらかじめ当該患者が入院している精神科病院の管理者及び退院等の請求をした者の家族等へ「退院等の請求に関する意見書」(第1号様式又は第2号様式)を送付し、記載を求めることができる。
- 4 実地審査を行う委員は2名以上とし、少なくとも1名は医療委員とする。
- 5 合議体は、必要があると認めるときは、退院等の請求をした者及び当該患者が入院している精神科病院の管理者(代理人を含む。)以外の者でも、当該患者、当該患者の家族等関係者の意見を聴くことができる。

- 6 審査会は実地審査を実施するに当たって、「精神医療審査会の実地審査の実施について」（第3号様式、第4号様式又は第5号様式）により意見聴取を行う関係者及び実地審査を行う委員に対し、通知する。
- 7 実地審査を行う委員は、意見聴取を受ける者に対して、合議体が実際の審査を行うときに意見陳述の機会があることを知らせなければならない。なお、精神科病院に入院中の患者が退院等を請求した場合は、当該患者に弁護士による権利擁護を受ける権利があることを知らせなければならない。
- 8 実地審査に当たり、代理人から意見聴取を行う場合には、当該意見聴取に関して代理権を有することを確認する。また、当該患者に代理人がいる場合、その代理人が当該患者の面接に立ち会うことを申し出たときは、その立ち会いを認めなければならない。
- 9 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、請求の対象となった入院中の患者の同意を得た上で、指定医である委員により診察を行うことができる。
- 10 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、精神科病院の管理者及びその他の関係者に対して調査対象となった入院中の患者の診療録、医療保護入院者退院支援委員会審議記録、その他の帳簿書類の提出を命じることができる。

（退院等の請求における合議体の審査時の関係者からの意見聴取等）

第6条 合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて、当該患者、請求者及び当該患者の入院に同意した家族等に対して意見を求めることができ、病院管理者又はその代理人及び当該患者の主治医等に対しては意見及び報告を求めることができる。

2 合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて、病院管理者又はその代理人、当該患者の主治医等及びその他の関係者に対して出頭を命じて審問することができる。

3 請求者、病院管理者若しくはその代理人及び合議体が認めたその他の者は、合議体の審査の場で意見を陳述することができる。

なお、請求者が当該患者である場合はこの限りではないが、当該患者に弁護士である代理人があり、当該患者が当該代理人による意見陳述を求めた場合には、合議体は当該代理人に審査の場で意見を述べる機会を与えなければならない。

（退院等の請求における合議体での審査に関するその他の事項）

第7条 合議体は、審査をするに当たって、特に必要と認める場合には市長に対して、法第38条の6に基づく報告徴収等を行うことを要請すること、及び医療委員の同行を求めることができる。また、その結果については、報告を求めることができる。

なお、合議体が当該審査の後の一定期間経過後の当該患者の状態確認が必要と判断したときも、その結果について報告を求めることができる。

2 合議体の資料については、開示しないものとする。ただし、請求者が当該患者であって弁護士である代理人がいる場合には、その代理人が意見を述べる上で必要とするときは資料を開示するものとする。

（退院等の請求における合議体での審査結果の市長への通知）

第8条 審査会は、審査終了後速やかに市長に対して、「退院等の請求に関する審査の結果等の通知書」(第6号様式)により次に示した内容の結果を通知するものとする。

(1) 退院の請求の場合

- ア 引き続き現在の入院形態での入院が適当と認められること
- イ 他の入院形態への移行が適当と認められること
- ウ 合議体が定める期間内に他の入院形態へ移行することが適当と認められること
- エ 入院継続は適当でないこと
- オ 合議体が退院請求を認めない場合であっても、当該請求の処遇に関し適当でない事項があるときは、その処遇内容が適当でないこと

(2) 処遇の改善の請求の場合

- ア 処遇は適当と認めること
- イ 処遇は適当でないこと、及び合議体が求める処遇を行うべきこと

2 審査会は、前項第1号による結果の通知には理由の要旨を付すものとする。また、市長、当該患者が入院する精神科病院の管理者及び当該患者の治療を担当する指定医に対する参考意見がある場合はそれを述べることができる。

3 審査会は、第1項第2号による結果の通知には、市長に対して参考意見がある場合は審査結果に付してそれを述べることができる。

(その他退院等の請求審査に関し必要な事項)

第9条 退院等の請求の審査中に、請求者から請求を取り下げたいとの申し出が書面又は口頭で市長になされた場合、又は当該患者が病院から退院した場合は、審査はそれにより終了する。

ただし、特に審査会が取り下げ前又は退院前の入院等の適否の審査を行う必要があると認めた場合はこの限りでない。

2 入院形態が他の形態へ変更された場合であっても、当該退院請求は、入院形態にかかわらず有効とみなして審査手続きを進める。また、退院の請求には現在受けている処遇の改善の請求も含むものとして取り扱うことができる。

3 処遇の改善の請求のうち、法第36条又は第37条に基づく厚生労働大臣の定める処遇の基準、その他患者の人権に直接係わる処置に関する請求以外の請求である場合は、事前手続(市長の行う事前資料の準備、合議体の行う審査のための事前手続、合議体の審査時における関係者からの意見聴取等)を省略し、直ちに審査を行うことができる。

4 審査会は、合議体における審査の結果、当該患者の処遇、社会復帰への指導方法、その他当該患者への適切な医療の提供のために合議体が必要と認める措置がある場合には、その旨を市長に通知するとともに、必要に応じて、当該患者が入院する精神科病院の管理者、当該患者の治療を担当する指定医、及び当該患者の家族等と協議することができる。

5 合議体は、市長から精神科病院に入院中の患者からの電話相談の内容及び対応の報告を受け、当該電話相談のうち口頭による退院等の請求として認めることが適当と判断される事例については、市長に対して当該電話相談を退院等の請求として受理することを求めることができる。その場合は、次回の合議体の審査会において当該請求を審査する。

(定期の報告等の審査のための合議体が行う事前手続)

第 10 条 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、請求の対象となった入院中の患者の同意を得た上で、医療委員により診察を行うことができる。

2 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、精神科病院等の管理者及びその他の関係者に対して調査対象となった入院中の患者の診療録、医療保護入院者退院支援委員会審議記録、その他の帳簿書類の提出を命じることができる。

(定期の報告等の審査のための合議体の審査時における関係者からの意見聴取等)

第 11 条 合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて、当該患者、病院管理者又は代理人及び当該患者の主治医等に対して意見を求めることができる。

2 合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて、病院管理者又はその代理人、当該患者の主治医等及びその他の関係者に対して出頭を命じて審問することができる。

(定期の報告等の審査のための合議体での審査に関するその他の事項)

第 12 条 入院時の届出の審査に当たっては直近の合議体で審査を行う等、迅速かつ適切な処理を行うよう配慮する。

また、入院時の届出に添付されている入院診療計画書に記載されている推定されている入院期間が、特段の理由なく1年以上の期間とされていないか確認する。

2 定期病状報告の審査に当たっては、添付されている医療保護入院者退院支援委員会審議記録により、医療保護入院者退院支援委員会の審議において特段の理由なく入院の継続が必要と判断されていないか確認する。

また、任意入院者及び医療保護入院者については、特段の理由なく1年以上の入院が必要であると判断されていないか確認する。

3 審査会は、合議体の審査に当たって必要な場合、及び合議体の審査の結果から必要と認める場合には、市長に対して法第 38 条の 6 の規定に基づく実地審査を要請すること、及びその実地審査に医療委員の同行を求めることができる。

また、当該精神科病院に対して市長が行う実地指導に医療委員の同行を求めることができる。

(定期の報告等の審査結果の市長への通知)

第 13 条 審査会は、審査終了後速やかに市長に対して、「定期の報告等の審査結果について」(第 7 号様式) により次に示した内容の結果を通知するものとする。

(1) 現在の入院形態での入院が適当と認められること

(2) 他の入院形態への移行が適当と認められること

(3) 合議体が定める期間内に、他の入院形態へ移行することが適当と認められること

- (4) 合議体の定める期間経過後に、当該患者の病状、処遇等について報告を求めることが適当であること
- (5) 入院の継続は適当でないこと
- (6) 当該患者の入院中の処遇について適当でない事項が認められるときは、その処遇内容が適当でないこと

2 審査会は、前項による結果の通知には理由の要旨を付すものとする。また、市長、当該患者が入院する精神科病院の管理者及び当該患者の治療を担当する指定医に対する参考意見がある場合はそれを述べることができる。

(審査の資料及び記録の保存)

第 1 4 条 審査の資料及び議事内容の記録は 5 年間保存する。

(その他)

第 1 5 条 審査会は、市の実施する精神科病院等の実地指導と適切な連携を採るものとする。

(細目)

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、施行令第 2 条第 1 項の規定により定める会長が審査会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

第1号様式

退院等の請求に対する意見書

年 月 日

(あて先)

浜松市精神医療審査会会長

病院名

管理者

所在地

印

年 月 日付け 第 号にて通知のあった退院等の請求
(患者 請求内容)について下記のとおり意見を
陳述する。

記

請求に対する意見

1 症状に関すること

2 その他参考となる事項

(1) 処遇の改善の請求に関する意見

(2) 退院の請求に関する意見

第 2 号様式

退院等の請求に対する意見書

年 月 日

(あて先)

浜松市精神医療審査会会長

家族等 住所

氏名

印

年 月 日付け

請求内容

第 号にて通知のあった退院等の請求(患者)
)について下記のとおり意見を陳述する。

記

請求に対する意見

1 処遇の改善の請求に関する意見

2 退院の請求に関する意見

3 その他意見

第3号様式

浜精医第 号
年 月 日

(請求者、患者及び家族等)
様

浜松市精神医療審査会会長 印

精神医療審査会の実地審査の実施について(通知)

このことについて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の5第3項の規定により、精神医療審査会の実地審査を下記のとおり実施しますので、通知します。

記

1 退院等の請求者

氏名
住所

2 審査日時

3 審査場所

問合せ先 浜松市精神医療審査会事務局
(浜松市精神保健福祉センター)
浜松市中区中央一丁目12番1号
電話 053-457-2199

第4号様式

浜精医第 号
年 月 日

(病院の管理者)

様

浜松市精神医療審査会会長 印

精神医療審査会の実地審査の実施について(通知)

このことについて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の5第3項の規定により、精神医療審査会の実地審査を下記のとおり実施しますので、通知します。

記

1 退院等の請求者

氏 名

住 所

2 審 査 日 時

3 審 査 場 所

問合せ先 浜松市精神医療審査会事務局
(浜松市精神保健福祉センター)
浜松市中区中央一丁目12番1号

電 話 053 - 457 - 2709

第5号様式

浜精医第 号
年 月 日

浜松市精神医療審査会委員

様

浜松市精神医療審査会会長

印

精神医療審査会の実地審査の実施について（通知）

このことについて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の5第3項の規定により、精神医療審査会の実地審査を下記のとおり実施するので、審査をお願いします。

記

1 退院等の請求者

氏 名

住 所

2 審 査 日 時

3 審 査 場 所

4 審査を行う委員

5 同行する者

問合せ先 浜松市精神医療審査会事務局
(浜松市精神保健福祉センター)
浜松市中区中央一丁目12番1号

電 話 053 - 457 - 2709

第 6 号様式

浜精医第 号
年 月 日

退院等の請求に関する審査の結果等の通知書

(あて先)
浜松市長

浜松市精神医療審査会会長 印

年 月 日付け浜 第 号で依頼のあったこのことについて、平成 年 月 日に審査を行ったので、下記のとおり審査結果を通知する。

記

患者氏名	入院している病院名	審査結果	左の理由	その他

第7号様式

浜精医第 号
年 月 日

(あて先)
浜松市長

浜松市精神医療審査会会長 印

定期の報告等の審査結果について(通知)

このことについて、 年 月 日、審査を行ったので、別紙のとおり審査結果を通知します。

なお、記載内容等に不備の指摘がありました該当病院に対しては、補正し再提出の指導をお願いします。

問合せ先 浜松市精神医療審査会事務局
(浜松市精神保健福祉センター)
浜松市中区中央一丁目12番1号
電 話 053 - 457 - 2709

別紙

(年 月 日審査分)

定期の報告に係る審査結果について
(法第38条の3の規定による定期報告分)

病院名

氏名	届出種別	指摘事項